

「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

2009年（平成21年）12月11日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

本省令においては、平成21年度改正の著作権法第47条の2における「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を受けた改正著作権法施行令の内容をより具体的に定めるに当たり、権利制限の範囲内であるか否かの判断に疑義が生ずることのないよう、具体的な数値を定めることにより、明確な基準を規定すべきである。

第2 意見の理由

1 今回、別途公表された「著作権法施行令の一部を改正する政令案」（以下「政令案」という。）は、平成21年度改正の著作権法第47条の2に定める「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」を受けて、その措置を、画像を文部科学省で定める基準に適合する大きさ又は精度にすること、画像のインターネット送信を行う際に、電磁的方法により複製を防止する手段（コピープロテクション）をかけ、かつ、画像の精度がの基準より緩やかなものとして文部科学省令で定める基準に適合するようにすること、と定める。

本省令案は、それを前提として、の基準については、「著作物の表示の大きさ又は精度が、譲渡若しくは貸与をしようとする著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること」とし、

の基準については、「著作物の表示の精度が、譲渡若しくは貸与をしようとする著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること」とするものである。

2 当連合会は、政令案についても、別途、意見を提出しているところであるが、その点は置くとしても、今回の省令案は、一般的抽象的な基準を定めるものに終始し、省令レベルで求められる基準の明確性を欠いて

いる。すなわち、本来、政令において定められた一般的な基準を省令段階において具体化すべきところにも拘わらず、なお抽象的な基準を設けるに留まっている。

しかしながら、このような一般的抽象的な基準では、政省令全体を通じて、何をもって（譲渡又は貸与の申し出のために）「必要最小限度のもの」あるいは「必要と認められる限度のもの」で、かつ「公正な慣行に合致すると認められるもの」と認めるかについて、客観的に明確な基準を示すものとはならない。

3 基準の明確性という見地からすれば、政令において「大きさ」又は「精度」を規定する場合においては、大きさに関しては、具体的に、一定のサイズを縦及び横それぞれについて、平方センチメートル数により特定し、また、精度に関しては、デジタル方式による複製又は公衆送信を行う場合に用いられる画素数について、具体的なピクセル数により特定すべきである。なお、デジタル方式によらない場合においても、その精度はデジタル方式による場合に準ずるものとすべきであろう。

また、政令において、「政令で定める措置」を、いくつかの類型に分け、それぞれに異なった基準を設ける場合には、それぞれの類型毎に、同様に、具体的な数値による基準を規定すべきである。

また、政令において「コピープロテクション」を規定する場合においては、それに該当する具体的なコピープロテクション技術の内容、種類をできるだけ特定すべきである。

4 なお、政令案に対する当連合会の意見は、別に提出した。

以上